

許すな！「国家による管理・統制・統治の教育」の復活・強化

教育基本法改悪、わたしたちの活動のこれまでとこれから

長谷川 孝（会員・教育基本法「改正」反対市民連絡会共同代表）

改悪教育基本法は“ゾンビ復活法”

政府の「教育再生会議」が第1次報告を提出し、早速、行政の通知や関連法案の改定などの作業が始まっています。《本物の教育基本法》を改悪した「改定教育基本法」の拙速の具体化です。この会議は、政府の意にかなうメンバーを駆り集めた政治的な「教育談合会議」というべきもので、教育への政治介入・干渉の担い手以外の何者でもありません。教育基本法改悪の動きが基本法改定の成立で終了なのではなく、継続していることを示してもいます。

第1次報告は、じつに明確な方向性を顕示しています。それは、「上から与え受け入れさせる」教育への再生強化と、教育への上からの管理と統制と統治の確立と、国家による教育への介入・関与の拡大という方向です。国家による「国民の統治と統合のための教育」を許す国家の教育権（つまり戦後教育改革で否定された戦前型の教育）の復活です。

もちろん、教育基本法改悪が目指した方向とあり方です。このような教育の方向、あり方は、国会によって「圧殺」された《本物の教育基本法》によってしっかりと歯止めがかけられ、厳しく抑止されていたものです。ここにこそ、憲法と一体の特別な根本法としての大きな意味があるのです。それは、国家による支配をしたがる者たちには、がまんのない「縛り」であり「不自由」だったに違いありません。

教育基本法の改悪はまさに、この歯止めと抑止を破壊し、国家による国民統治（支配）のための道具としての教育・学校と国家の教育権、いわば「戦前のゾンビ」を蘇らせることが狙いでした。改悪教育基本法は文字通り、その「縛り」をほどこき「支配の自由」を回復する、いわば「ゾンビ復活法」なのです。しかし、「ゾンビ」がこの世で大手を振るってまかり通るようなことは、決して許せないことです。「ゾンビ」はあの世に送り返さねばならないし、「復活させたゾンビ」をさらに活動させようとする動きは続いているのですから、教育基本法改悪反対の活動も終わるわけには

ゆきません。

理念・精神は「わたしたちの中に」 生き続ける！

教育基本法の改悪を何としても阻止したいと、多くの市民や教職員などが、さまざまに工夫した精一杯の活動を続けてきました。しかし、言いようのない無念さと憤りの中で、改悪の強行という現実と直面させられました。「慎重審議」を求める多数の世論を無視しての、衆参両院での採決の強行でした。

本来の《わたしたちの教育基本法》は法律文としてはなくなり、いわば歴史的な重要文書になりました。しかし、変えられたのは「法律文」にすぎません。歴史的な文書として残っただけでなく、私たちの中の《本物の教育基本法》の理念・精神は、改悪したり廃止したりすることなど、決して誰にもできないのです。

私たちはその理念・精神を、きっちりとこの社会に活かしていかなければならないのだと思います。法律文の改悪はたしかに阻止できませんでしたが、運動の中でより深く確かに、その理念・精神は自覚され、多くの人に広がり、よりしっかりと私たちの心身に自覚的に刻み付けられたのではないのでしょうか。加藤周一さんが、現在のような状況にあっても「根本的な思想の軸は変えない。それが大事だ」（朝日新聞夕刊 07・1・22「夕陽妄語」）と述べていますが、この「軸」が刻み付けられ広がったと思ってみてもよい、という気がします。

「教育基本法の小冊子を作って…胸ポケットに入れておく」（大江健三郎さん、朝日新聞夕刊 07・12・19「定義集」）だけではなく、日常生活感覚として私たちが、憲法・子どもの権利条約・国際人権法などとともに実際に活かしていくことが、きわめて大事であるはず。1947年の制定から60年の間、行政の「シカト」により、事実上の棚上げ状態で学習指導要領の後塵にまみれていた教育基本法。私たちの側も、少数の人の胸ポケットにしか入ってはいなかったようにも思います。それでも、その法律文に「たましい」を入れてきたの

は、市民や教職員のさまざまな活動であった歴史を振り返ってみるといいのです。「文章」を社会に活かすのは、私たち主権者市民なのです。改めてこのことを噛みしめたいと思います。

市民運動の知恵と力への確信と希望

子どもと法・21 も呼びかけ団体となった「教育基本法『改正』反対市民連絡会」と「教育基本法改悪反対・『多彩な意見広告』の会」も、こうした市民活動を担ってきました。法律文の「改正」(改悪)は止められませんが、絶望や挫折感よりも、「希望」をつないだというように感じています。憲法と一体の根本法としての元来の教育基本法の理念・精神が持つ意味とその大切さへの認識は広がり、心身に刻み付けた私たちの自覚は深まったと感じるからです。

市民連絡会は、03年の12・23全国集会の実現を呼びかけ、教育基本法改悪反対の1点での党派を超えた結集を拓きました。また、情勢が緊迫した06年11月には他の市民団体と協力して、市民の輪で国会前を埋め尽くそうと「ヒューマンチェーン」を呼びかけ、11・8～12・13までの4波にわたり実施しました。市民一人ひとりが「自らが呼びかけ人」として参画していく市民運動の本来の活動を、という緊急の行動でしたが、輪は大きな波となってうねりました。

「多彩な意見広告」の会は、全国紙・全面広告・賛同者の全氏名掲載というスタイル中心の意見広告の発想を変え、多様な媒体を通し、発信方法も工夫して、憲法や教育基本法などにあまり関心を寄せない人たちにも少しでも届くように、と活動しました。全国紙のほか、地域紙やタブロイド紙、子ども向けの新聞、月刊誌や週刊誌などに掲載、連載広告も出しました。渋谷駅前の街角ビジョンでの15秒CM放映も実施し、合わせて街頭宣伝に立ち、街行く人たちに訴えかけました。06年12月12日には「教育基本法『改正』案は憲法違反！」というメッセージを東京新聞に掲載。国会が違憲立法をしないよう警告し、慎重審議を求めた意見広告でした。

「上から」の教育、社会、規範.....は変えていこう！

教育基本法改悪に反対する活動にかかわりながら、市民・シティズンシップ・市民社会の未生育・未成熟

ということを常に考えさせられてきました。それはまさに、憲法が教育基本法(つまり教育)にその育成を要請したものであり、その未生育・未成熟が教育基本法の土台を脆弱にさせてきたのだという気がするのです。

一人ひとりが「自らが呼びかけ人」として動こう、という「ヒューマンチェーン」の姿勢は、大きな意味を持つと思います。市民、市民の知と意識、そして市民社会は、市民活動・運動の中で育ち広がるものだからです。それを耕すのも、市民の自前の活動です。これから取り組むべき課題は多くありますが、それらを実現していく土台は「市民」にあるような気がします。

考え付く課題の幾つかを挙げてみます。

改悪現行法の具体化やその悪影響の抑制。いわば改悪法を棚上げ・ほこりまみれにすること。さらに違憲性と違憲訴訟を迫及し、違憲性の認識を広げること。そして、健保の理念精神に基づいた本来の意味での改悪法の「改正」を目指し、そのために憲法改悪を許さないこと。

戦前から続き、戦後改革でもその根本を変えられなかった「上から与え施し受け入れさせる」教育(集団主義・画一・一斉指導の教育)を、学びを生かした個別・協働・自立の教育に変えていくこと。これまでの、命令・指令調(させる・しなさい、の多用)の教育から、学びと教への対話的關係(ともに学ぼう)の教育に変えるということです。

教育は、自ら学んで自らを形成していく人を支え励ますものでなければいけません。それには、教育の自由と自主が欠かせないし、これは市民の学ぶ自由と自治にも当てはまります。

そして、こうした教育が成り立つ、権利(人権)・平和(非戦)・共生と協働・民主主義(主権在民と自治)・環境(自然)との共存の社会(地域)を築いていくこと。

改悪教育基本法とその実施は、地域の教育を始め、自主的な学習を含む市民の諸活動、私的領域である子育てや家庭教育にも及びます。市民の生活と活動の現場で起こることです。そのことを確認しておきたいと思います。

(07・2・2 はせがわ・たかし)